

番号	510
特定事業の名称	特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	監獄法
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	行刑施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどるところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っている。これらの事務については、監獄法では、行刑施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を行刑施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に行刑施設(当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件(1)に該当する行刑施設をいう。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該行刑施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該行刑施設の長は、当該行刑施設の所在地を管轄する矯正管区の長(以下「管轄矯正管区長」という。)の登録を受けた法人(当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。)に、当該行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。</p> <p>(1) 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施</p> <p>(2) 受刑者の分類のための調査の実施</p> <p>(3) 被収容者の行動の監視及び施設の警備(被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)</p> <p>(4) 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施</p> <p>(6) 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助</p> <p>(7) 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助(信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法(2)によるものに限る。)</p>

(8) 被収容者の携帯する物の領置及び被収容者に対する差入れの許否の処分をするために必要な検査の実施

(9) 被収容者の領置物(金銭を除く。)の保管

(10) その他(1)から(9)の事務に準ずるものとして政令で定める事務

2. 上記1の登録は、法務省令(3)で定めるところにより、委託を受けて上記1(1)から(10)に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。

3. 管轄矯正管区長は、上記2による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

(1) 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。

(2) 下記6により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記5において同じ。)のうちに以下のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記8に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

4. 行刑施設の長は、上記1による委託をしたときは、その委託を受けた法人(以下「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

5. 行刑施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。)が、下記7若しくは下記8に違反し、上記4により行刑施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6. 管轄矯正管区長は、上記1の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア 不正な手段により上記1の登録を受けたとき。

イ 上記3の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。

ウ 法第11条の規定若しくはこれに基づく命令又は上記5による指示に違反したとき。

7. 受託者は、上記3の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8. 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。)

9. 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(1)告示において、(1)都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2)犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないこと、を要件として定める。

(2)告示において、(1)信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること、(2)外形の検査は、(イ)受信書にあっては、受取人が収容されているかどうか、(ロ)受刑者の信書にあっては、信書を発受することを禁止された者であるかどうか、(ハ)受刑者が発する信書にあっては、制限された通数を上回っているかどうか、(ニ)信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうかについて実施すること、(3)内容の検査は、(イ)暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ)発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ハ)発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ニ)その他(イ)から(ハ)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4)外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5)委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出すること、を方法として定める。

(3)法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長に(1)法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2)事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3)事務を開始しようとする年月日、(4)事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、(1)事務を行うに足る技術的能力を説明する書類、(2)直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、(3)定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、(4)役員住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。)及び当該役員が上記3の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面、を添付することを定める。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	511・929
特定事業の名称	特定行刑施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	監獄法, 医療法
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	監獄法には, 国が行刑施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合において, 管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから, 病院等の管理を委託することができない。また, 行刑施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず, 他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が, その設定する構造改革特別区域内に行刑施設(その施設内に国が開設した病院又は診療所(以下「施設内病院等」という。))の管理を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法第31条に規定する者その他政令で定める者()であって当該地方公共団体が指定するものをいう。以下同じ。))に行わせることが当該行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。)が所在し, かつ, 当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため, 当該行刑施設の建物の一部、設備、器械及び器具(以下「診療設備等」という。)が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し, その認定を受けたときは, 当該認定の日以後は, 国は, 公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせるとともに, 被収容者の診療に支障のない範囲内で, 当該公的医療機関開設者等に当該行刑施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。</p> <p>2. 法務大臣は, 前項の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期するため, 公的医療機関開設者等に対して, 当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め, 実地について調査し, 又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3. 上記1に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が, 当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは, 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>()政令において, (1)医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げる者及び同条第6項に規定する独立行政法人, (2)国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人, 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人, (3)社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人等, とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法第31条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体(協力地方公共団体)の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(公私協力学校)の設置及び運営を目的とする学校法人(協力学校法人)を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの(指定設立予定者)が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定(寄附行為認可の手続き(資産審査))にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件(資産要件)に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。</p> <p>2 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。</p> <p>一 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請</p> <p>二 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出</p> <p>三 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請</p> <p>四 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項(学校教育法施行令第23条の規定による高等学校の学科の設置廃止、市町村の設置する高等学校又は幼稚園の分校の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更)の認可の申請</p> <p>五 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出</p>

3 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画(公私協力基本計画)を定め、これを公告しなければならない。

一 教育目標に関する事項

二 収容定員に関する事項

三 授業料等の納付金に関する事項

四 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項

五 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

六 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの(入学者の選抜に関すること等)

4 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

5 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

6 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

7 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定(財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等)の適用を妨げない。

8 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ(公私協力年度計画においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど)により、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画(公私協力年度計画)及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

- 10 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。
- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
 - 二 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
 - 三 当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。
- 11 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 12 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 13 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。
- 14 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
- 15 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
- 16 教育基本法第9条第2項の規定(特定の宗教のための宗教教育等の禁止)は、公私協力学校について準用する。